

平成 8 年 工業統計調査

産業細分類別統計表

(通商産業局別・都道府県別表)

CENSUS OF MANUFACTURES

1996

REPORT BY RESPECTIVE INDUSTRY

(BY REGIONAL BUREAU OF INTERNATIONAL TRADE AND
INDUSTRY, BY PREFECTURE)

平成 10 年 6 月刊行

June 1998

通商産業大臣官房調査統計部

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of International Trade and Industry

受領書 

平成 8 年産業細分類別統計表

部

受領しました。

平成 年 月 日
郵便番号
所在地

名称 
TEL. — — 内線 番

お願い

1. 上記に記入押印のうえ、必ず返送してください。なお返送のないむきは次回よりの送付を取りやめることがありますから御了承ください。
2. 所在地、名称、その他に変更のあった場合は、その旨を付記してください。
3. 本書の利用状況または御希望を下欄に記入してください。

序

通商産業省では、わが国工業の実態を明らかにすることを目的として、明治42年以来工業統計調査を実施しております。

平成8年工業統計表は、平成8年12月31日現在で実施した第80回工業統計調査の集計結果であり、平成8年工業統計表「産業編」、「品目編」、「市町村編」、「工業地区編」、「用地・用水編」により既に公表しており「企業統計編」についても今後公表することとしております。

また、地域別特性を表す統計データの提供を拡充するために、工業統計詳細情報をパーソナルコンピュータの画面上による閲覧の形で公表し、さらに磁気テープによる提供を行っております。

本編は、この工業統計詳細情報から主要項目を抽出して再編集し、「平成8年工業統計調査 産業細分類別統計表（通商産業局別・都道府県別表）」として公表するものです。これまで公表した各編と併せて利用していただくことにより、我が国工業の実態把握に役立つものと考えております。

本編を公表するに当たり、この調査の実施に御協力いただいた各方面の関係者に深く謝意を表すとともに、本編が広く利用されることを期待いたします。

なお、今後の工業統計調査の一層の充実・改善のために、各位の御意見を賜れば幸いに存じます。

平成10年6月

通商産業大臣官房調査統計部長 灘 本 正 博

目 次

序		23. 愛知 県	277
利用上の注意	1	24. 三 重 県	287
統計表		25. 滋 賀 県	295
1. 全国産業細分類別統計表	2	26. 京 都 府	303
2. 通商産業局別産業細分類別統計表		27. 大 阪 府	312
北 海 道 通商産業局	14	28. 兵 庫 県	323
東 北 通商産業局	22	29. 奈 良 県	333
関 東 通商産業局	32	30. 和 歌 山 県	340
中 部 通商産業局	43	31. 鳥 取 県	347
近 畿 通商産業局	54	32. 島 根 県	353
中 国 通商産業局	65	33. 岡 山 県	359
四 国 通商産業局	75	34. 広 島 県	367
九 州 通商産業局	84	35. 山 口 県	376
沖 縄 通商産業部	94	36. 徳 島 県	383
3. 都道府県別産業細分類別統計表		37. 香 川 県	389
1. 北 海 道	98	38. 愛 媛 県	396
2. 青 森 県	106	39. 高 知 県	403
3. 岩 手 県	111	40. 福 岡 県	408
4. 宮 城 県	118	41. 佐 賀 県	417
5. 秋 田 県	125	42. 長 崎 県	423
6. 山 形 県	131	43. 熊 本 県	428
7. 福 島 県	138	44. 大 分 県	435
8. 茨 城 県	147	45. 宮 崎 県	441
9. 栃 木 県	156	46. 鹿 児 島 県	447
10. 群 馬 県	165	47. 沖 縄 県	453
11. 埼 玉 県	174		
12. 千 葉 県	184	付 録	
13. 東 京 都	194	工業統計調査規則	458
14. 神 奈 川 県	204	工業調査票甲	460
15. 新 潟 県	214	工業調査票乙	462
16. 富 山 県	223	工業統計表公表物一覧	463
17. 石 川 県	230		
18. 福 井 県	237		
19. 山 梨 県	244		
20. 長 野 県	251		
21. 岐 阜 県	259		
22. 静 岡 県	268		

Contents

Preface	
General Explanatory Notes	1
Statistical Tables (Establishments with 4 or more employer & employees)	
1. Statistical Tables by Industry	
2. Statistical Table by Industry (by regional bureau of international trade and industry)	
HOKKAIDO	14
TOHOKU	22
KANTO	32
CHUBU	43
KINKI	54
CHUGOKU	65
SHIKOKU	75
KYUSYU	84
OKINAWA	94
3. Statistical Table by Industry (by Prefecture)	
HOKKAIDO	98
AOMORI	106
IWATE	111
MIYAGI	118
AKITA	125
YAMAGATA	131
FUKUSHIMA	138
IBARAKI	147
TOCHIGI	156
GUNMA	165
SAITAMA	174
CHIBA	184
TOKYO	194
KANAGAWA	204
NIIGATA	214
TOYAMA	223
ISHIKAWA	230
FUKUI	237
YAMANASHI	244
NAGANO	251
GIFU	259

SHIZUOKA	268
AICHI	277
MIE	287
SHIGA	295
KYOTO	303
OSAKA	312
HYOGO	323
NARA	333
WAKAYAMA	340
TOTTORI	347
SHIMANE	353
OKAYAMA	359
HIROSHIMA	367
YAMAGUCHI	376
TOKUSHIMA	383
KAGAWA	389
EHIME	396
KOCHI	403
FUKUOKA	408
SAGA	417
NAGASAKI	423
KUMAMOTO	428
OITA	435
MIYAZAKI	441
KAGOSHIMA	447
OKINAWA	453
Appendix	
Regulation for the Census of Manufactures	458
Questionnaire A	460
Questionnaire B	462
Publication List of the Census of Manufactures	463

利用上の注意

1 集計対象

平成8年工業統計調査の調査対象となっている従業者4人以上の事業所について集計した。

2 データの編集

平成8年工業統計詳細情報のうち、「1 都道府県別・産業細分類別表」の磁気テープをもとに、通商産業局別、都道府県別にそれぞれ集計項目を抜き出し、編集したものである。

3 工業統計調査用産業分類

工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類によるが、事業所数が少ないこと等により一部日本標準産業分類とは、相違している。(別表参照)

4 集計項目の説明

(1) 事業所数は、平成8年12月31日現在の数字である。

事業所とは、普通に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造または加工を行っているものである。

(2) 従業者数は、平成8年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。

① 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。

ウ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

エ 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

② 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まれていない。

(3) 現金給与総額は、平成8年1年間に、常用労働者に対し決まって支給された給与(基本給、諸手当等)及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額の合計である。

その他の給与額とは、常用労働者に対する退職金、解雇予告手当及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与等である。

(4) 原材料使用額等は、平成8年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費である。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として使用した石炭、石油等も含んでいる。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含んでいる。

② 電力使用額とは、購入した電力の使用額であり、自家発電は含んでいない。

③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の企業の工場等に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃である。

(5) 製造品出荷額等は、平成8年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計である。

① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他に支給して製造させたものを含む。)を平成8年中にその事業所から出荷した場合をいう。

また、次の場合も製造品出荷に含められる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものの。

イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの。)

ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、平成8年中に返品されたものを除く。)

② 製造品出荷額は、工場出荷価額によっている。特に、

ア 内国消費税を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷価額によっている。

イ 割引き、値引きされたものは、その分を差し引いた販売価額によっている。

③ 加工賃収入額とは、平成8年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った、又は受け取るべき加工賃である。

④ その他の収入額とは、冷蔵保管料、広告料、自家発電の余剰電力の販売収入額等である。

(6) 生産額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

従業者29人以下の事業所については、製造品在庫額、半製品及び仕掛品在庫額を調査していないため、製造品出荷額等の数値を生産額として代用している。

(7) 付加価値額（粗付加価値額）

従業者30人以上

付加価値額＝生産額－内国消費税額－原材料使用額等－減価償却額

従業者10～29人

特定年次（西暦末尾0、5年）

付加価値額＝生産額－内国消費税額－原材料使用額等－減価償却額

特定年次以外

付加価値額＝製造品出荷額等－内国消費税額－原材料使用額等－減価償却額

従業者9人以下

粗付加価値額＝製造品出荷額等－内国消費税額－原材料使用額等

従業者9人以下の事業所については、減価償却額を調査していないため、粗付加価値額として算出した。

(8) 有形固定資産投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

有形固定資産関連の項目については、9人以下の事業所は調査していない。

従業者数10～29人の事業所については、建設仮勘定の年間増減を調査していないため、取得額の数値を有形固定資産投資総額として代用している。

5 記号及び注記

(1) この統計表中「－」は該当数値なし。「△」印はマイナスの数値を表し、「x」は1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値でも1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所は、「x」で表した。

(2) 金額の単位は万円とした。

6 地域区分

統計表で使用している通商産業局の地域別内容は以下のとおりである。

北海道	通商産業局	北海道
東北	〃	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	〃	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部	〃	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	〃	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	〃	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	〃	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	〃	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	通商産業部	沖縄県

7 質疑の問い合わせ先

この統計表について質疑のある場合は、
通商産業大臣官房調査統計部商工統計課 〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
（電話 03-3501-9929）あてにご連絡下さい。

別表 日本標準産業分類と工業統計調査用産業分類との違い

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1499 他に分類されない繊維工業（1492麻製繊維業を含む）	1492 麻製繊維業 1499 他に分類されない繊維工業
1811 溶解・製紙パルプ製造業（1811溶解パルプ製造業、1812製紙パルプ製造業を統合）	1811 溶解パルプ製造業 1812 製紙パルプ製造業
1821 洋紙・機械すき紙製造業（1821洋紙製造業、1823機械すき紙製造業を統合）	1821 洋紙製造業 1823 機械すき紙製造業
2499 他に分類されないなめし革製品製造業（2491馬具・むち製造業を含む）	2491 馬具・むち製造業 2499 他に分類されないなめし革製品製造業
2611 高炉による製鉄業（2611製鋼圧延を行う高炉による製鉄業、2612製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業を統合）	2611 製鋼圧延を行う高炉による製鉄業 2612 製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業
2629 その他の高炉によらない製鉄業（2621電気炉鉄製造業、2622小形高炉鉄・再生炉鉄製造業を含む）	2621 電気炉鉄製造業 2622 小形高炉鉄・再生炉鉄製造業 2629 その他の高炉によらない製鉄業
2631 転炉・電気炉による製鋼・製鋼圧延業（単独転炉・単独電気炉を含む）（2631転炉による製鋼・製鋼圧延業、2632電気炉による製鋼・製鋼圧延業を統合）	2631 転炉による製鋼・製鋼圧延業（単独転炉を含む） 2632 電気炉による製鋼・製鋼圧延業（単独電気炉を含む）
2659 その他の表面処理鋼材製造業（2651ブリキ製造業、2654めっき鉄鋼線製造業を含む）	2651 ブリキ製造業 2654 めっき鉄鋼線製造業 2659 その他の表面処理鋼材製造業
2719 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業（2712鉛第1次製錬・精製業、2714貴金属第1次製錬・精製業、2715ニッケル第1次製錬・精製業、2717チタン第1次製錬・精製業、2718ウラン・トリウム第1次製錬・精製業を含む）	2712 鉛第1次製錬・精製業 2714 貴金属第1次製錬・精製業 2715 ニッケル第1次製錬・精製業 2717 チタン第1次製錬・精製業 2718 ウラン・トリウム第1次製錬・精製業 2719 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業
3311 武器製造業（3311銃製造業、3321砲製造業、3331銃弾製造業、3341砲弾弾体製造業、3342薬きょう製造業、3343火薬類の入っていない武器用信管製造業、3351銃砲弾以外の弾薬外殻製造業、3352銃砲弾以外の弾薬の関連機械器具製造業（装てん組立業を除く）、3361弾薬装てん組立業（銃弾製造業を除く）、3371特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの）・同部分品製造業、3391弾薬投射機械器具製造業（銃、砲を除く）、3399他に分類されない武器製造業を統合）	3311 銃製造業 3321 砲製造業 3331 銃弾製造業 3341 砲弾弾体製造業 3342 薬きょう製造業 3343 火薬類の入っていない武器用信管製造業 3351 銃砲弾以外の弾薬外殻製造業 3352 銃砲弾以外の弾薬の関連機械器具製造業（装てん組立業を除く） 3361 弾薬装てん組立業（銃弾製造業を除く） 3371 特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの）・同部分品製造業 3391 弾薬投射機械器具製造業（銃、砲を除く） 3399 他に分類されない武器製造業
3412 宝石附属品・同材料加工・同細工業（3412宝石附属品・同材料加工業、3413宝石細工業を統合）	3412 宝石附属品・同材料加工業 3413 宝石細工業

本統計表は再生紙を使用しております。

統計表